

低入札価格調査基準と最低制限価格について

令和7年1月1日

1 必要な背景について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結）を防ぐために、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律において、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格を適宜見直すこととされています。

また、国等は「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（以下、「中央公契連モデル」といいます。）」を元に適宜見直しを図りながら運用しています。

国分寺市においても、低入札調査基準価格及び最低制限価格（以下、「調査基準価格」といいます。）を導入しています。

2 制度の概要について

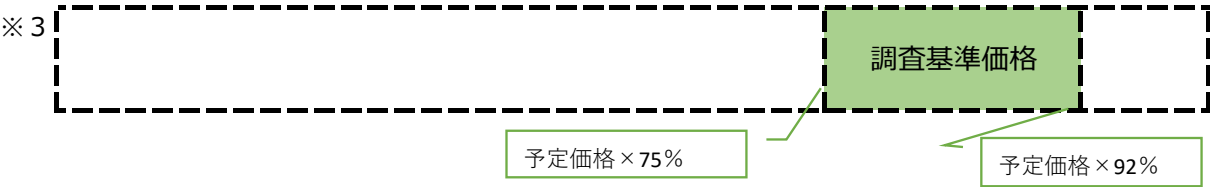
	低入札価格調査基準	最低制限価格
概 要	調査基準に満たない入札を行ったものについて調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされない恐れがある場合等には、当該入札者を落札者とししない制度。	あらかじめ最低制限価格を設定し、最低制限価格に満たない入札を行ったものを落札者とししない制度。
対象案件	予定価格3,000万円以上の工事案件 ※一部例外あり。	予定価格1,000万円以上の工事案件 ※一部例外あり。 ※低入札調査基準価格設定案件を除く。

3 調査基準価格の決定方法

【建築工事（建築設備工事を含む）の場合】

①直接工事費×97%※ 1		⑤調査基準価格＝①～④の合計×1.1（消費税相当額）
②共通仮設費×90%		この場合において、⑤が予定価格×92%を超える場合は、予定価格×92%とし、予定価格×75%に満たない場合は予定価格×75%とする。※ 3
③現場管理費×90%※ 1		
④一般管理費等×68%※ 2		

- ※ 1 直接工事費は、直接工事費に現場管理費相当額を減じた額とし、現場管理費は、現場管理費に現場管理費相当額を加えた額とする。なお、現場管理費相当額は直接工事費と明確に区分できる場合を除き、直接工事費×10%（昇降機設備工事にあっては20%）を乗じた額とする。
- ※ 2 令和4年3月4日付けで中央公契連モデルにおける調査基準価格の計算式について、**一般管理費等の算入率を55%から68%に引き上げる見直しが行われました。**
そのため、**国分寺市においても令和4年4月1日以降に発注する工事案件を対象に、一般管理費等の算入率を55%から68%に変更しています。**



4 失格基準価格の設定について（低入札価格調査制度のみ）

工事品質の確保及び適正価格による契約の推進のため、現行の低入札価格調査制度に、契約の内容に適合した確実な履行を確保するための基準として新たに「失格基準価格」を設定いたしました。

失格基準価格の算定式は下記のとおりです。

【算定式】 調査基準価格×95%

問合せ先：総務部契約管財課契約係
電話：042-312-8690